

北自旅二第241号  
令和元年10月30日

北海道運輸局札幌運輸支局長 殿

北海道運輸局長

一般乗用旅客自動車運送事業によるキロロリゾートにおける  
タクシー輸送力の確保対策について

余市郡赤井川村に所在するキロロリゾートは、道内有数のスキーリゾート地として知られ、近年では訪日外国人旅行者が増えはじめており、国内外から多くの旅行者が訪れている。

一方、当該地区においては、旅行者の増加に対応できるタクシー輸送力が不足しており、旅行者の移動に支障を来す状況となっている。

このため、昨年度は「一般乗用旅客自動車運送事業によるキロロリゾートにおけるタクシー輸送力の確保対策について」（平成30年11月7日付け北自旅二第296号。以下「296号通達」という。）により、当該地区に隣接する地区からの応援・協力体制を整える措置を講じたところであるが、その効果・影響を検証し、296号通達を廃止のうえ、下記のとおり措置することとしたので、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、一般社団法人北海道ハイヤー協会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会北海道支部長あて別添のとおり通知したので、貴支局において当該協会に加盟していない管内事業者にも周知されたい。

記

1. この通達により認められる営業区域

赤井川村のうちキロロリゾート敷地内（以下「ポイント区域」という。）とす

る。

## 2. ポイント区域を営業区域とすることができる事業者

小樽市に営業所を有する法人タクシー事業者及び個人タクシー事業者のうち、ポイント区域の事業計画変更認可申請を行い、その認可を受けた事業者とする。

その処理において、法人タクシー事業者については、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可及び認可申請の審査基準」（平成14年1月23日付け北海道運輸局公示第54号）2 事業計画の変更の認可（2）に定めるところにより審査することとする。なお、個人タクシー事業者の審査も同様とする。

なお、ポイント区域を発地又は着地とする旅客の輸送に適用される運賃は、当該輸送に応じた車両が属する営業所にて適用される運賃とする。

## 3. ポイント区域の認可に付する条件及び期限

- (1) ポイント区域を発地又は着地とする旅客の輸送に限る。
- (2) 事前の予約がある旅客の輸送に限る。
- (3) 小樽市内の営業所に配置された車両に限る。
- (4) 申請年度12月1日（又は認可日）から4月30日までとする。

## 4. ポイント区域の認可申請期間について

毎年度11月1日から申請を受け付けるものとする。なお、実施予定日の2週間前までに申請をするものとする。

## 5. ポイント区域追加の事業計画変更認可申請

法人タクシー事業者にあつては別添様式1、個人タクシー事業者にあつては別添様式2によるものとする。

## 6. 利用者の保護

ポイント区域を発地又は着地とする輸送について、利用者へ運賃料金の説明を行うなど、利用者の保護について、周知徹底を図ること。

## 7. 輸送の安全確保

運行管理、運転者に対する指導教育及び車両点検整備の確実な実施並びに事故及び災害時における連絡体制の確認など、安全確保の最優先について、周知徹底

を図ること。

## 8. 利用状況の把握

ポイント区域を発地又は着地とする輸送の実績について、別添様式により実績月の翌月15日までに認可事業者から輸送実績報告書を提出させるとともに、取り纏めのうえ報告されたい。

## 附 則

### 1. (適用期日)

この通達は、令和元年11月1日以降に申請を受け付けるものから適用する。

### 2. (見直し)

この通達の施行後、輸送の安全、利用者利便の向上等に多大な影響が生じる事象が発生する蓋然性が有る場合、及び、著しい情勢の変化が生じ、この通達が実態と著しく乖離する場合等においては、必要に応じ、この通達の見直しを行う。

北自旅二第241号の2  
令和元年10月30日

一般社団法人北海道ハイヤー協会会長 あて  
一般社団法人全国個人タクシー協会北海道支部長 あて (単名各通)

北海道運輸局長

一般乗用旅客自動車運送事業によるキロロリゾートにおける  
タクシー輸送力の確保対策について

標記について、別添のとおり取扱いを定め、関係運輸支局長あて通知したので了  
知されるとともに、傘下会員に対して周知徹底を図るようお願いいたします。

北海道運輸局長 殿

住 所  
名 称  
代 表 者  
担 当 者  
連 絡 先  
印

一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請書

この度、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画を変更したいので、道路運送法第15条第1項の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

1 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

2 事業の種別  
一般乗用旅客自動車運送事業

3 変更しようとする事項  
営業区域

新	赤井川村のうちキロロリゾート敷地内及び旧区域
旧	

4 申請理由  
赤井川村地区のタクシー不足に対応するため、キロロリゾート敷地内の区域を取得したい。

5 実施予定日  
令和 年 月 日

6 添付書類  
事業計画変更に係る宣誓書

北海道運輸局長 殿

防犯灯No. 住所  
名称  
氏名 印  
取扱団体  
(連絡先)

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の事業計画変更認可申請書

この度、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画を変更したいので、道路運送法第15条第1項の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

1 住所、名称及び氏名

2 事業の種別  
一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）

3 変更しようとする事項  
営業区域

新	赤井川村のうちキロロリゾート敷地内及び小樽市
旧	小樽市

4 申請理由  
赤井川村地区のタクシー不足に対応するため、キロロリゾート敷地内の区域を取得したい。

5 実施予定日  
令和 年 月 日

6 添付書類  
事業計画変更に係る宣誓書

北海道運輸局長 殿

宣 誓 書

1. 当社の役員は、道路運送法第7条各号のいずれにも該当いたしません。
2. 当社は、一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可及び認可申請の審査基準（平成14年1月23日付北海道運輸局公示第54号）記2（2）の各規定のいずれにも該当しております。

上記のとおり相違ないことを宣誓いたします。

事実を反した場合は、許可の取消等の処分を受けても異議の申し立てはいたしません。

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者名

印

北海道運輸局長 殿

宣 誓 書

1. 私は、道路運送法第7条各号のいずれにも該当いたしません。
2. 私は、一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可及び認可申請の審査基準（平成14年1月23日付北海道運輸局公示第54号）記2（2）の各規定のいずれにも該当しております。

上記のとおり相違ないことを宣誓いたします。

事実を反した場合は、許可の取消等の処分を受けても異議の申し立てはいたしません。

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者名

印



令和 年 月 日

北海道運輸局札幌運輸支局長 殿

事業者名 \_\_\_\_\_

キロリゾートを発・着地とする輸送実績報告書(令和 年 月分)

キロリゾート～運送区域	輸送回数 (回)	輸送人員 (人)	総走行キロ (km)	実車走行キロ (km)
1 赤井川村の域内				
2 新千歳空港				
3 札幌交通圏				
4 小樽市 ※予約受けのみ				
5 岩内・余市圏				
6 倶知安圏				
7 その他				
8				
合計	0	0	0	0

交通事故件数を記入願います。	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり → 件数( 件)
----------------	--

注) 月毎に集計し、実績月の翌月15日までに札幌運輸支局あて報告するものとする。

注) 報告内容について、別途説明をお願いすることがあります。

担当者名 \_\_\_\_\_

連絡先TEL \_\_\_\_\_

北海道運輸局札幌運輸支局長 殿

事業者名 〇〇交通株式会社

## キロリゾートを発・着地とする輸送実績報告書(令和〇〇年〇月分)

キロリゾート～運送区域	輸送回数 (回)	輸送人員 (人)	総走行キロ (km)	実車走行キロ (km)
1 赤井川村の域内				
2 新千歳空港				
3 札幌交通圏	3	5	250	180
4 小樽市 ※予約受けのみ	2	4	100	50
5 岩内・余市圏				
6 倶知安圏				
7 その他				
8				
合計	5	9	350	230

交通事故件数を記入願います。	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり → 件数( 1件)
----------------	--

注) 月毎に集計し、実績月の翌月15日までに札幌運輸支局あて報告するものとする。

注) 報告内容について、別途説明をお願いすることがあります。

担当者名 〇〇 〇〇

連絡先TEL 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇